

第1事件：平成28年（ワ）第380号 放送法等遵守義務確認等請求事件

原告 宮内 正敏

被告 日本放送協会

第2事件：平成28年（ワ）第696号 放送法等遵守義務確認等請求事件

原告 澁川 悠介 他44名


被告 日本放送協会

訴えの変更申立に対する答弁書


平成29年6月15日


奈良地方裁判所 民事部1C係 御中

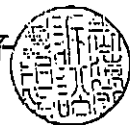
第1事件・第2事件被告訴訟代理人

弁護士 平 山 浩 一 郎 

同 大 澤 武 史 

同 山 本 一 貴 

同 梅 田 康 宏 代

同 秀 桜 子 代

第1 本案前の答弁

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
との裁判を求める。

第2 本案前の答弁の理由

原告らの求める放送法第4条の遵守義務の確認の訴えたるものは、具体的紛争を離れて一般的抽象的な法令解釈を求めるものであること並びに同法5条及びこれに基づき被告において定められた国内番組基準が、個々の契約者との関係において、具体的な権利義務ないし法律関係を生ぜしめることがなく、本件が抽象的義務の存否に関する判断を求めるもので「法律上の争訟」に該当しないことは既に主張しているとおりである。

そして、今般原告らが、訴えの追加的変更申立において求める放送法第4条及び国内番組基準に違反することによる各原告らの損害賠償請求については、その前提として被告の放送法第4条ないし国内番組基準の遵守義務の存否及びその義務違反内容に立ち入って審理、判断することが必要不可欠となる。しかし、これらは上記のとおり抽象的義務の存否に関する判断を求めるもので法律上の争訟に該当しないため、裁判所としてこれらを審理、判断することができないと言わざるを得ない。その結果として、本件訴訟は、原告らの訴えの追加的変更にかかわらず、法令の適用によって終局的な解決を図ることができないのであり、「法律上の争訟」に当たらないため、却下を免れない。

第3 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。
との判決を求める。

第4 予備的請求の趣旨に対する答弁

1 原告らの請求を棄却する。
2 訴訟費用は原告らの負担とする。
との判決を求める。

第5 請求の原因に対する認否

1 同1乃至同3記載の主張事実については既に認否を行っているので、重ねて認否の要はない。
2 同4「原告の権利、利益侵害」記載の主張事実のうち、被告が特殊法人であり、テレビなどの受信設備をもっている場合に受信契約の締結義務が存在することは認め、その余は知らないし否認し、法的主張は争う。
3 同5「因果関係」乃至同7「結論」記載の法的主張は争う。

以上

第1事件：平成28年（ワ）第380号 放送法等遵守義務確認等請求事件

原告 宮内 正敏

被告 日本放送協会

第2事件：平成28年（ワ）第696号 放送法等遵守義務確認等請求事件

原告 澁川 悠介 他44名

被告 日本放送協会

準備書面（2）

平成29年6月15日

奈良地方裁判所 民事部1C係 御中

第1事件・第2事件被告訴訟代理人

弁護士 平 山 浩 一 郎



同 大 澤 武 史



同 山 本 一 貴



同 梅 田 康 宏



同 秀 桜 子



第1 被告の主張

- 1 放送法4条1項各号所定の放送番組編集に関する規定が、放送事業者に対して法的義務を定めるものではなく、倫理的義務を定めたものと解すべきことはすでに第1事件及び第2事件答弁書並びに第1事件準備書面(1)にて述べたとおりである。

放送法4条の法的性質が、一般的抽象的義務を定めたものであり、同法5条が、これに基づいて放送事業者が自ら定めた番組基準に従って番組の編集が行われるという番組編集の自律性について規定していることからすれば(東京地方裁判所平成26年6月27日判決)、同法5条及びこれに基づき被告において定められた国内番組基準が、個々の契約者との関係において、具体的な権利義務ないし法律関係を生ぜしめることは同様にあり得ない。放送法第5条において「番組の準則に適合する良質な放送番組が放送されることが期待されている」(甲23号証63頁)と表現されているに過ぎないことがその証左でもある。

また、原告らは国内番組基準を遵守する義務が法的義務であることの根拠として、放送受信契約が継続的な有償双務契約であることを挙げているが、そもそも放送受信料の本質は対価的給付を前提とするものではないことはすでに詳述したとおりである(「特殊な負担金」という用語に関連して原告らより放送受信料に関して対価性を認める趣旨か否かといった旨の求釈明がなされているが、より詳細に回答を行う要はない)。したがって、原告らの主張はその前提から成り立っていない。さらに言えば、放送受信契約の有償双務契約性にかかわらず、個別の受信契約者の抽象的な期待感や番組基準が放送事業者自らによって定められたことが直ちに、個別の契約者に対する法的な国内番組基準遵守義務を負担すべき根拠となるはずもない。

2 以上からすれば、原告らの主張には何ら理由がなく、速やかに却下若しくは棄却されなければならない。

以上